

大阪府教委 統一テスト結果で内申「是正」 教師の評価権への重大な侵害

中学生・保護者に配布された府教委のチラシ



学習の評価は、学校の指導計画に基づき教師自らが適切に行うべきものであり、また、進路の選択に関する指導は、この評価とともに教師が行う観察、調査、相談等を通じて的確に把握した個々の生徒の能力・適性、進路希望等を基に行うべきものである（「学校における業者テストの取扱い等について」昭和51.7文部省通達より）

・調査書の記載内容が変わります。

- ・平成28年度入試から、目標に準拠した評価（絶対評価）*による評定が記載されます。
- ・集団における相対的な位置ではなく、学習指導要領に示す目標がどの程度実現したかを見る評価です。
- ・なお、中学1年生の評定（平成30年度入試から）と2年生の評定（同29年度入試から）については、府全体の公平性を保つため、「チャレンジテスト」をふまえて記載されます。
- ・チャレンジテストを実施しない中学3年生の評定については、公平性を保つ仕組みを別途お知らせします。
- ※「チャレンジテスト」とは、中学1・2年生を対象に1月に実施される府内統一のテストです。
- （対象教科 中学1年生：国語・数学・英語、中学2年生：国語・社会・数学・理科・英語）
- ・調査書に「活動/行動の記録」欄を新設します。
- ・すべての教科（9教科）の評定は同じ重みで点数化します。
- ・各高等学校の学力検査と調査書の評定の比率は別途お知らせします。

大阪府教委は、来年度からの公立高校入試制度について生徒・保護者にプリントを配布しました。このプリントでは中1、中2の内申は「公平性を保つため、『チャレンジテスト』をふまえて記載されます」と書かれています。

そもそも内申点を含む学習評価はその生徒の教育にあたっての教師自らによって行われるものです。（左掲載「文部省通達」参照）文科省が学力調査の結果を成績に入れまいとしようとしているのはこの教師の評価権への当然

の配慮からです。それを府教委は統一テストの結果を使って内申を是正するというのですから、これは教師の教育権限への重大な侵害といえます。

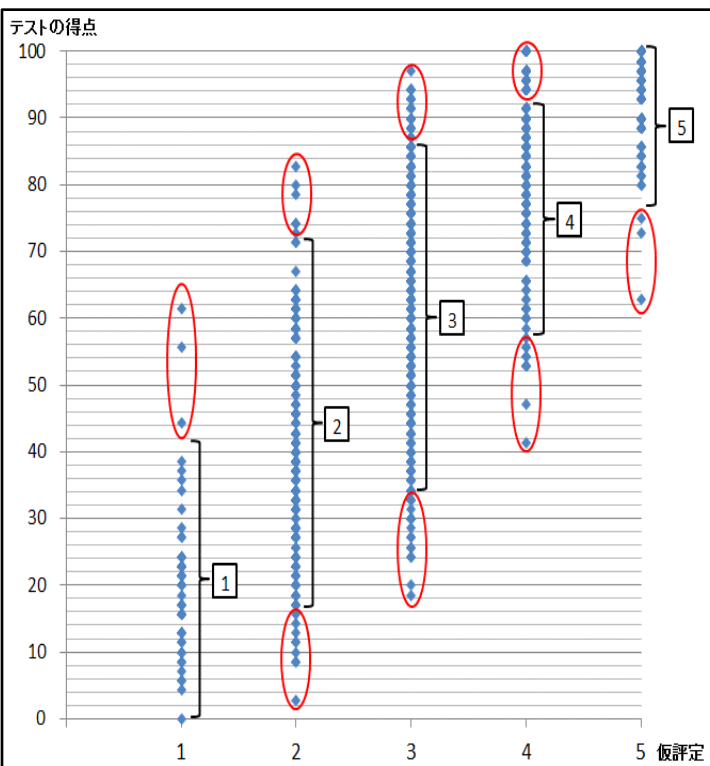
しかも、府教委自身、統一テストの結果による内申是正の問題点を認め検討中なのです（下の府教委文書参照）。それにもかかわらず今回このようなチラシを生徒・保護者に配布したのです。直ちに府教委はチラシを回収して廃棄すべきです。

府教委も認める統一テストによる内申是正の問題点

チャレンジテストによる「評定の範囲」の作成イメージ(案)

№6

チャレンジテストの結果分析による「評定の範囲」は以下の考え方で作成する予定であり、平成26年度の試行実施の結果等を踏まえて、H26年度末を目途に作成方法を確定する。



グラフ中の○は、分析の結果から要検証値と考えられる部分

「評定の範囲」の作成のイメージ

「チャレンジテストの結果」と「2学期末時点での仮評定」をクロス集計し、統計的な手法（平均点・標準偏差・・・等）をもちいた分析を踏まえて、「評定の範囲」を示す。例えば、左図において、テストの得点が70点の場合、その生徒の評定は4か3か2がつくものとする。

※仮評定とは＝1学期及び2学期（2学期制の中学校にあってはそれに準じる期間）を平均した成績を基にした評定

上記の「評定の範囲」は、チャレンジテストに内在する以下のポイントを十分考慮して、一定の幅をもって示すものとする。

- ・チャレンジテストで測定可能な観点（「関心・意欲・態度」や「話すこと聞くこと」などは測定が困難）
- ・チャレンジテストの出題可能な内容（全ての出題範囲・領域を網羅することが困難）
- ・チャレンジテストを受ける生徒個人の事情（意欲・得意不得意・体調等を全て考慮することは困難）
- ・チャレンジテストでは2学期末時点のデータで検証するため「年度末評定」との差異が発生しうる可能性

▲大阪府教育委員会「中学校における教育活動（指導・評価）の改善・充実と評定の公平性の担保について」より

子どもたちのための最善の教育条件を確保するために泉北教組はがんばります